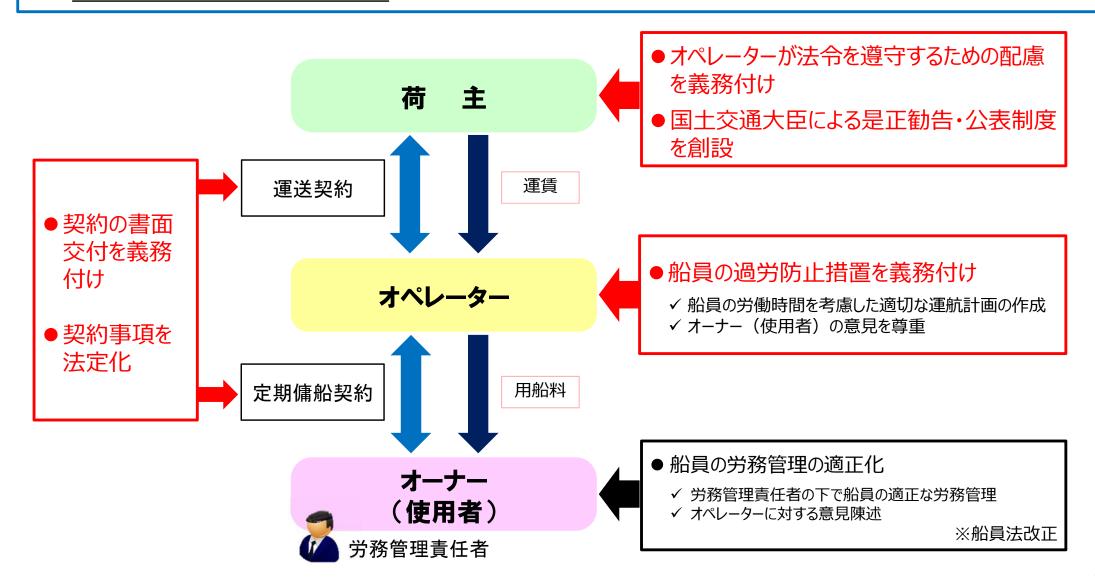
R4.3.29 内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会

【資料3】 内航海運業法の改正

内航海運における取引環境の改善のための措置の創設

- ○荷主・オペレーターに対し、**船員の労務管理への配慮を求める仕組み**を構築
- ○**契約内容を「見える化」**し、適切な運賃・用船料の収受につなげる



オペレーターによる船員の過労防止措置の創設

- ○オペレーターは、
 - ・船員の労働時間を考慮した適切な運航計画の作成
 - その他の船員の過労を防止するために必要な措置 を講じなければならない。
- ○オペレーターは、船員の過労防止措置を講じるにあたり、**オーナー(使用者)の意見を尊重** しなければならない。

オペレーター

船員の労働時間を考慮した適切な運航計画を作成

オーナーは、船員の労働時間管理において運航計画の変更等が必要な時は、オペレーターに意見を述べなければならない

オペレーターは、船員の労働時間に関するオーナーの意見を尊重しなければならない

オーナー

労務管理責任者を選任し、労務管理を適切に実施

オペレーターとオーナーが連携して改善を図る必要

荷主の協力促進のための措置の創設

- ○荷主は、オペレーターの法令遵守に配慮しなければならない。
- ○オペレーターが法令違反により処分を受ける場合、国が荷主の関与について調査を行い、
 - ・当該違反行為が荷主の行為に起因するものであること
 - ・かつ、当該オペレーターに対する処分のみでは当該違反行為の再発防止が困難であることが認められる場合、国土交通大臣は当該荷主に対し、再発防止措置をとるべきことを 動告することができ、当該勧告したときは公表する。

荷主への勧告・公表の流れ

内航海運業者による

監査の関係を関係している。

停止処分を全確保命令又は事業るオペレーターに対し、当該違反行為に関係す

荷主の関与に関する調査

荷主が、法令違反になることを認識していながらオペレーターに輸送を指示するなど、 **主体的な関与があった場合**

主体的ではないが関与があった場合

警 告

再発した場合 ^(別事案含む) 荷主勧告・公表

「船員の働き方改革」等には荷主の協力が必要不可欠

契約の書面交付の義務付け・契約事項の法定化

- ○内航海運業に関する契約の締結時には、当該契約の相手方に対し、 **国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付**しなければならない。
- ※契約相手方から承諾を得ることにより、書面交付に代えて**オンライン(メール等)に** よる提供も可能。

法定記載事項

- ✓ 契約当事者の氏名又は名称、住所、代表者氏名
- ✓ 提供する役務の範囲、期間とその対価
- ✓ 提供する役務に係る費用の負担者
- ✓ 荷役作業その他の附帯業務を行う者とその費用の負担者
- ✓ 契約の変更及び解除に関する事項
- ✓ 損害賠償の責任
- ✓ 定期傭船契約においては次に掲げる事項
 - 1. 船員の職種・数、予備船員の数
 - 2. 船員の過労を防止するため、**航行期間の制限等がある場合は、当該制限**に関する事項

く参考>

(一社) 日本海運集会所において 改正法を踏まえた標準契約書式 を作成・公表しています